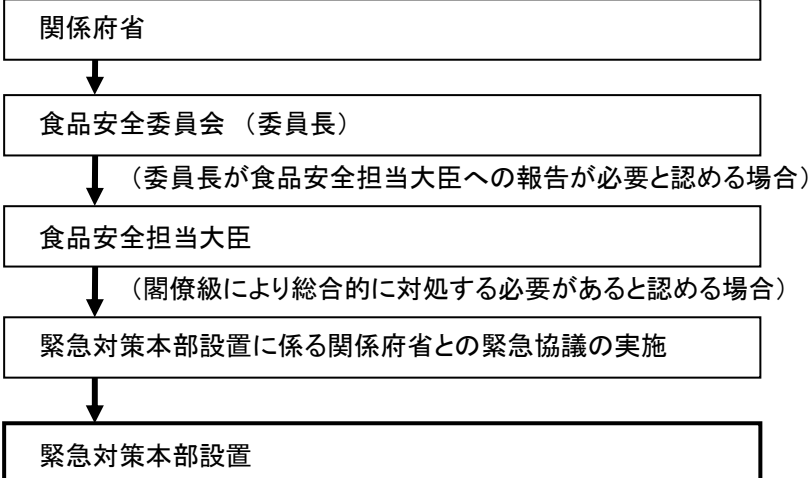
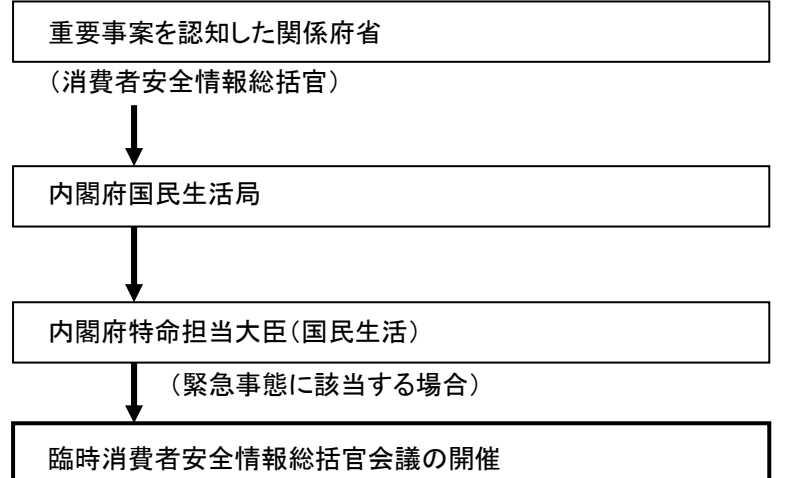


	食品安全関係府省緊急時対応基本要綱	消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱
定義	<p>緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、</p> <p>① 被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会(以下「委員会」という。)及びリスク管理機関(厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。)の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案</p> <p>② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案</p> <p>③ ①又は②に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案</p>	<p>(1)本要綱において、重要事案とは、被害が重大である事案その他社会的反響が大きい事案など、食品等の摂取、並びに製品及び施設の利用を通じて、消費者の生命又は身体に重大な被害が生じ又は生ずるおそれがある事案とする。</p> <p>(2)本要綱において、緊急事態とは、重要事案について、<u>事案の性質が明らかでない事案、被害拡大防止の方策が明らかでない事案</u>等であり、消費者の安全の確保の観点から、緊急に政府全体として幅広く取り組むことが必要な事態とする。</p> <p>(※)これまでに本要綱で対応した事例は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故米穀の不正規流通事案、中国産冷凍インゲンからの農薬検出事案など。</li> </ul>
関係府省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品安全委員会</li> <li>○ 厚生労働省</li> <li>○ 農林水産省</li> <li>○ 環境省</li> <li>○ その他食品の安全性確保に関するリスク管理を行う行政機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府国民生活局</li> <li>○ 食品安全委員会</li> <li>○ 警察庁</li> <li>○ 総務省</li> <li>○ 文部科学省</li> <li>○ 厚生労働省</li> <li>○ 農林水産省</li> <li>○ 経済産業省</li> <li>○ 国土交通省</li> <li>○ その他必要に応じて追加</li> </ul> <p>消費者安全情報総括官を置く</p> <p>※下線は食品危害情報総括官を置いていた省庁以外、新たに情報総括官を置くことが規定された省庁</p>
緊急事態等への対応	 <pre> graph TD     A[関係府省] --&gt; B[食品安全委員会(委員長)]     B -- "(委員長が食品安全担当大臣への報告が必要と認める場合)" --&gt; C[食品安全担当大臣]     C -- "(閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合)" --&gt; D[緊急対策本部設置に係る関係府省との緊急協議の実施]     D --&gt; E[緊急対策本部設置]     </pre> <p>(本部事務局: 食品安全委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当)</p>	 <pre> graph TD     A[重要事案を認知した関係府省 (消費者安全情報総括官)] --&gt; B[内閣府国民生活局]     B --&gt; C[内閣府特命担当大臣(国民生活)]     C -- "(緊急事態に該当する場合)" --&gt; D[臨時消費者安全情報総括官会議の開催]     </pre> <p>(消費者安全情報総括官会議事務局: 国民生活局が関係府省の協力を得て担当)</p>